

特定非営利活動法人手賀沼トラスト 会報 第 31 号 (発行日:平成 26 年 2 月 1 日)

## 「沼のほとり」

発行責任者 遠藤織太郎(TEL:04-7182-0387) 編集責任者 國方幸生(TEL:04-7184-3385)

事務所:我孫子市白山二丁目 13 番 5 号

e-mail:info@teganuma-trust.jp ホームページ:http://teganuma-trust.jp/



(暮れ泥む手賀沼 フィッシングセンター附近にて)

### 活動報告

#### ヒマワリ油づくり

#### 農地保全グループ 杉野 光明

平成 25 年の農地保全グループはヒマワリ油づくりに取り組んできました。ヒマワリ油は“地あぶら = 地元産のあぶら”の一つ。低温圧搾・生搾りという精製工程により本来の風味や酵素成分をそこなわない、健康によいミネラルやビタミンが豊富に含まれている、トランス脂肪酸が含まれていないなどの特長があり、その成分は高級オリーブオイルに匹敵するといわれています。油脂作物栽培が耕作放棄地の解消につながることもあって各地で“地あぶら”づくりが取り組まれています。

実は、平成 24 年にも農地保全グループの自主的活動としてヒマワリから油をつくらうとしたのですが、なぜか赤く変色した油になってしまって失敗。種子採取時の取扱いが悪かったのではという反省のもと、平成 25 年は面積を減らして再度チャレンジしました。ヒマワリの種 33kg から 200ccビン 175g 入りで 47 本の油ができました。

ヒマワリ油が作れることがわかりましたので、平成 26 年度は手賀沼堤外で新たに管理地となる畑 10a でヒマワリ栽培及びあぶらづくりを行います。健康的で美味しい食用油が地元で手作りできるとヒマワリ油を広める機会にしたいと考えています。ヒマワリの栽培そのものはそれほど労力はかからず、搾油は茨城の NPO 事業所へ委託するのですが、種子採取は手作業に頼らざるを得ません。花の満開時には迷路も作って、一般公開することも予定しています。会員の皆様のご協力をお願いします。

### 会員の皆様へ！

**30 本限定**で会員の皆様に特別頒布(先着 30 名、頒布価 600 円)します。オリーブオイルのようにバターの代りにパンに塗ったり、手作りドレッシングなら生搾りのコクが楽しめます。ご希望の方は下記へご連絡下さい。

連絡先：桐石二男さん 電話:04 - 7182 - 0718 又は e-mail:logishige@hotmail.com

25 年度も、あいも変わらず「とらぬ狸のなんとやら」で終始してしまっ

た。春先は順調だった。4 月 4 日、第 1 分蜂群を捕獲したが残念ながら逃亡。次は 8 日、蜂箱を点検中、「来た！」。見ると金稜辺(キンリョウヘン)つきの巣箱に何千匹もの蜂が吸い込まれるように入っていく。奇蹟を目の当りにする瞬間だ。何度見ても心が震える。1 群目確保。次いで 10 日、12 日と桜の木に止まった群を捕獲。これで 3 群。4 群目はいつの間に入った。城址に登る階段のわきに仕掛けておいた箱に、「あれ！ 入っている」というわけで 4 群ゲット。かくて、春の分蜂群捕獲大作戦、大の大人の乱痴気騒ぎが終了。元からあった 2 群とあわせると 6 群になった。当初の目標 8 群確保(いわゆる「ヤグチノミクス」)には及ばなかったが、赫々たる戦果ではある。

6 月 2 日、婦人部員も集まって、滴る蜜を舐めながら採蜜。5リットル弱の蜜が採れた。

こまでは絶好調でした。しかし、今年の大スズメバチは凄かった。スズメバチペタン(100 円ショップのネズミ捕り用粘着シート)も、虫とり網(これも 100 円ショップ)片手に及び腰で戦うわれわれの努力も何のその、次から次へとミツバチの巣を襲う。喰い破れそうなところに何匹も張り付いてカリカリと音をたてて齧る。こうなるとミツバチは籠城に入る。溜めこんだ蜜を消費しながらスズメバチが諦めるのを待つ作戦である。しかし、今年のスズメバチは執拗だった。蜜も花粉も補給できないミツバチはしだいに弱ってゆき、スムシという寄生ムシに巣を食い荒らされる。ああ、なんと、6 群のうち 4 群がやられてしまった。泣く泣く 4 群とも解体。それでも 5リットル弱の蜜を絞り採る。教訓：来年からは弱った群は早めに処理しよう。

蜜蝋製品作成班は、今年は活発な活動を展開した。好評なハンドクリームに、高級ホホバオイル製も加えて会員に販売。何と 261 個！ を売り上げた。トラストの財政も潤い、トラストの女子の肌も潤う。近頃、トラストの女性がめっきり美しくなってきたと思いませんか？

さて、今年度は、秋谷さん、齋さんという新入会員が部会に加わる。個人宅でもミツバチを飼ってもらい、根戸城址・根戸新田(富沢)・湖北(齋)・柳戸(杉野)・金山(秋谷)と環手賀沼ミツバチの楽園(Trans Teganuma Paradise)、つまり TTP を形成することが目標である。また、会員の皆様に十分な蜜とクリームをお届けするために、最低 5 群を越冬させたと思っている。今年こそは有言実行。会員の皆様の期待にお応えします！ なんちゃって。

## 活動報告

### 事務局の一年

事務局 國方 幸生

平成 25 年度、事務局は理事会等の会議運営・記録、会報の編集・発行、HP の管理、現金出納業務、月次会計報告、行政への対応等のルーティン業務と事業実施方針に掲げた下記の 5 項目の課題の検討、実施を行ってまいりました。

- ・ 法人化後 2 年が経過、組織運営のルールの定着化を図り、効率的に活動を推進する体制を確立する。
- ・ 年間を通じて実施される創立 15 周年記念事業の企画・実施のサポートをする。
- ・ 定款に掲げたミッションを達成するため、将来を見据えて組織としての継続性を確かなものにするための基盤強化と活動資源の充実を図る。
- ・ 情報開示、情報収集活動など広報活動を積極的に推進する。
- ・ 活動中の安全管理に万全を期すこと、及びリスク管理の徹底を図る。

組織運営については、多様なキャリア、価値観を有する方々の集合体でもありますので難しい面もありますが、役員及び会員・スタッフの皆さんのご協力により、定款・規則集に定めたルールが定着化しつつあり、意思の疎通が図られるようになりました。今後も更に一層組織内のコミュニケーションが円滑にとれるよう努力する必要があります。

創立 15 周年記念事業は 7 月に「手賀沼トラスト展 & 日暮朝納氏遺作展」、8 月に「かかし祭り」を実施、11 月には 15 周年記念事業の最後を飾って「そば祭り」が根戸城址を舞台に落語会とコカリナ演奏会と併せ賑やかに行われました。何れのイベントもスタッフの皆さんの一致協力により成功裡に終了することができました。

将来を見据えた組織の継続性の確保については、任意団体を設立して 15 年、法人化して今年度で 3 年が経過、組織運営上の課題、リーダー層の高齢化、活動を継続推進するための知識・技術・技能の継承等々、解決すべき問題が顕在化し、喫緊の課題になっております。昨年 12 月、「組織・制度等検討ワーキンググループ」を設置、メンバーは当法人の設立の理念を継承し、次代を担って頂く方々[川瀬、桐石、坂巻、富澤、中野(和)、福井、吉田(明)の 7 氏]を選任、本年 9 月を目途に検討を開始いたしました。

広報活動については、対外的に信頼を得るための情報発信(公益ポータルサイトへの情報提供等)、会員の皆さんへのタイムリーな情報提供、会員相互のコミュニケーションを円滑にするために、会報及びホームページの充実を図ってまいりました。今後、マンネリ化を打破し、更に内容の刷新を図ってまいります。

安全管理については、作業開始時の安全確認の励行と自己健康管理のための医師による「健康管理講座」を開催しました。また、暑さ対策としてのテントを購入、消火器の設置などの安全対策を実施しました。リスク管理としては、旅費交通費規程を改訂し、業務上マイカーを使用する場合はマイカー使用登録をお願いすることにいたしました。

私の故郷は山口県下松市です。“クダマツ”と読みます。1300 年ほど前に神社にあった松の木の上に大きな星が輝いたという伝説からこの名前がつけられたそうです。名前は少々ロマンチックですが実際はこれといった名所、旧跡もない平凡な人口 5 万人近くの田舎町です。

町は海に面した工業地帯と山に向かって開かれた田んぼや畑の連なる田園地帯です。瀬戸内海の手前には日本石油、日立、東洋鋼鋳等の大きな工場が立ち並んでおり、市の経営する小さな島にあるリゾート地に行くと瀬戸内海を感じられる程度です(リゾート地と呼べないかも)。

私は小学校高学年の頃に山側の家から海側の工業地帯に引っ越し、山の中腹にあった高校には毎日自転車こぎこぎの往復だけで日々を過ごし、喫茶店に寄り道した乙女っぽい思い出もありません。

現在はこの地に両親も亡くなり、姉妹も暮らしていな

いので帰省することもなく、故郷は遠くにありきです。

会員の方々の寄稿されたような素敵な故郷自慢に参加出来ないのが残念ですが、山全体を覆うように咲いた満開の桜を、窓を開け放ち家族で楽しんだ毎年恒例のお花見、田んぼ一面に咲いていたレンゲ畑で友人と夢中になって作ったネックレス、庭に植えてあった柿やアズの実をもごうとよじ登り転落して叱られたこと、懐かしい故郷の思い出です。

子供の頃からなぜか田舎を好み、山側にあった祖母の家で過ごした時間のほうが長かったように思います。小学生の頃から祖父にくっついて畑に行き、農作業をする祖父を手伝った記憶があります。そうそう、先日農教室スタッフ会議である方より、「昔は人糞を肥料に使ってたのにもったいないよなあー」との発言に畑仕事をしていた祖父の顔が浮かび、「だけと大変だったよね、ありがとう」とそっと呟きました。

**[NPO 法人 Q&A]**

**NPO の基礎知識(第 2 回)**

理事 事務局長 國方 幸生

**1. NPO の基礎知識(その 2)**

**Q: 認定 NPO 法人とは？**

A: NPO 法人のうち、一定の基準を満たし、所轄庁の認定又は仮認定を受けた法人は「認定 NPO 法人」となります。認定 NPO 法人になると、社会的な信頼度が向上し、下記の税制上の優遇措置等を受けることができます。

- (1) 個人が認定 NPO 法人等に対し、その特定非営利活動に係る事業に寄附した場合 所得控除、税額控除を選択
- (2) 法人が認定 NPO 法人等に対し、その特定非営利活動に係る事業に寄附した場合、一般寄附金の損金限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。
- (3) 相続又は遺贈により取得した財産を認定 NPO 法人(仮認定 NPO 法人は対象外)に対し寄附した場合は相続税の課税価格の計算に算入されません。
- (4) 認定 NPO 法人(仮認定 NPO 法人は対象外)の収益事業で得た資産を特定非営利活動に充当した金額は寄附金(みなし寄附金)と看做し、所得金額の 50%又は 200 万円の何れが多い額を損金に算入できます。

**Q: NPO 法人はどのくらいあるの？**

A: 内閣府統計(参考)

(平成 25 年 10 月 31 日現在)

	認証法人数	解散法人数	認証取消数	認定法人数(仮認定含む)	備考
全国	48,399	7,682	1,676	307	
千葉県	1,569	267	117	16	
我孫子市	59	-	3	1	
柏市	153	-	12	2	

**Q: 特定非営利活動法人格取得のメリットは？**

A: 法的なメリットは団体が「権利能力の主体」となり、銀行口座の開設、電話の設置、事務所等の賃貸契約、不動産の取得及び登記等の法律行為ができることです。

**Q: 認証の法的性質は？ 認証された法人は信頼できる法人といえますか？**

A: 「認証」とは、ある行為が法令に適合しているか否かを審査・確認し公的機関が証明すること。所轄庁は団体の申請が法第 12 条に規定する設立要件に適合すると認めるときは認証しなければなりません。確認手段は「書面審査」によって行います。そのため、所轄庁の認証により信頼性が保証されるものではありません。公開された情報を基に市民が判断するものです。

**Q: 特定非営利活動法人格を取得した場合の義務は？**

A: 法人は法律・定款で定められた範囲で権利義務を負いますので、法の規定に従う必要があります。例えば、所轄庁への事業報告書等の提出、備え置きなど市民に対して情報公開を行うほか、税務署、都道府県税事務所及び市町村に対し必要な届出、報告等を行う必要があります。

**Q:特定非営利活動法人の情報公開制度は？**

A:法は法人運営の自主性を尊重し、情報公開を通じた市民の選択・監視を前提とした制度になっています。具体的には、  
認証申請時における所轄庁での公告・縦覧制度。 利害関係人に対する特定非営利活動法人事務所における事業報告書等の閲覧制度。 一般人に対する所轄庁での事業報告書等の閲覧制度。 などです。

**Q:「その他の事業」の具体的な内容は？**

A:「その他の事業」とは、特定非営利活動に係る事業以外の事業のこと。NPO 法人は特定非営利活動に係る事業と、当該事業に支障がない限り、その利益を当該事業に充てるため、収益事業を行うことが認められています。また、特定非営利活動以外の公益事業、会員間の相互扶助のための福利厚生、共済等の事業も行うことができます。なお、定款中に「その他の事業」として行う事業については、具体的に事業を特定して記載しなくてはなりません。因みに、手賀沼トラストは定款第2章(目的及び事業)で特定非営利活動のみ行うことと規定しており、「その他の事業」は行わないとしています。

**Q:特定非営利活動法人に対する所轄庁の監督は？**

A:法においては、情報公開を通じて広く市民の監視、或いは、NPO 法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度ですが、必要最小限度の所轄庁による3つの監督規定が設けられています。

1. 法令等に違反する疑いがあると認められるとき。 報告徴収及び立入検査(法41条)
2. 法に規定する認証基準を満たさなくなったとき、又は法人運営が著しく適正を欠くとき。 改善命令(法42条)
3. 監督の目的を達することができないとき、3年以上事業報告書等を提出しないとき。 認証の取消し(法43条)

**2月～3月度活動計画(全会員が参加対象の「合同活動」、「イベント」に「網かけ」をしています。)**

活動日	開始時間	活動区分	活動内容	担当部門
2月1日 土	13:30	会議	農教室スタッフ会議(けやきプラザ8階第2会議室)	農事・農教室 G
2月2日 日	9:00	定例活動	道路清掃、ハス田管理(田んぼ用長靴用意)他	環境保全 G
2月16日 日	9:00	定例活動	道路清掃、城址外堀管理、竹間伐他	環境保全 G
2月23日 日	18:00	会議	平成25年度第10回定例理事会	事務局
3月1日 土	18:00	会議	平成26年度農教室受講者説明会(けやきプラザ7階)	事務局、農教室 G
3月2日 日	8:30	定例活動	道路清掃、樹林地管理、ミカン山管理、養蜂管理	環境保全 G
3月8日 土	8:30	農教室	平成26年度農教室開講式、オリエンテーション	農事・農教室 G
3月15日 土	8:30	農教室	堆肥・ボカシ肥づくり(日暮会場、田んぼ圃場)	農事・農教室 G
3月16日 日	8:30	定例活動	道路清掃、樹林地管理、養蜂管理	環境保全 G
3月22日 土	8:30	農教室	ジャガイモ植付け他	農事・農教室 G
3月27日 木	9:00	竹教室		環境保全 G
3月30日 日	18:00	会議	平成25年度第11回定例理事会(けやきプラザ8階)	事務局

**竹教室「入門者コース」メンバー募集！**

環境保全グループでは、竹教室「入門者コース」のメンバーを下記の通り募集します。このコースは、初心者を対象に竹の扱い方(切る、割る、削る)から、簡単な箆などの編み方を勉強します。

**記**

募集人員：5名(申込者多数の場合は抽選により決定)  
 応募資格：手賀沼トラスト会員で竹細工未経験者  
 講習期間：平成26年4月から2年間  
           毎月第4木曜日13時から3時間程度  
 講師：関重男氏、浅輪正彦氏  
 講習料：無料  
 応募期間：平成26年2月20日～3月10日  
 申込先：関(TEL:04-7188-6004)  
           環境保全グループ(竹教室)  
           以上

**ありがとうございました！**

「船戸の森の会」様から、船戸の森で伐採した竹をハザ用にご提供いただきました。我孫子周辺でも荒れた竹林が目につきます。竹炭、竹粉など間伐材の処理方法、有効活用策が今後の大きな課題です。(事務局)

**編集後記**

早いものでもう2月。このところ、暖かい日と寒い日が交互にやってきます。春の気配を感じる頃になりました。そろそろ畑が気になります。ソチの五輪が始まります。日本選手の活躍を期待しましょう。プロ、アマを問わず、野球やサッカーもキャンブイン、体育会系の血が騒ぎます。「春近し」と浮かれていてもいけません。そろそろ年度末、活動実績報告や新年度の計画の作業が待っています。インフルエンザやノロウィルスが猛威を振っているようです。皆様、感染症にご用心を！(國方記)